

コーポレート・ガバナンス報告書

2025 年 11 月 7 日

株式会社 バリュースフトホールディングス

代表取締役社長 酒井 雅美

問合せ先： 取締役 グループ管理部長 小澤 修

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図るとともに、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、また、株主をはじめとした多くのステークホルダーへの利益還元につながるものと考えております。そのため、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、企業価値を継続的に高めていくために不可欠な経営統治機能と位置づけており、当社を取り巻く株主、顧客、従業員、取引先等の信頼を得られるよう、迅速かつ適正な意思決定を図り、取締役に対する監視・チェック機能を強化し、コンプライアンス及びリスク管理の徹底を図ることで、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
酒井 雅美	89,400	89.4
小暮 恭一	5,000	5.0
安田 敦	2,000	2.0
田中 秀哉	2,000	2.0
植木 准	800	0.8
奥園 孝二	400	0.4
岩下 隆祐	400	0.4

支配株主名	酒井 雅美
-------	-------

親会社名	無し
------	----

補足説明

酒井 雅美は当社の代表取締役社長です。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、且つ公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利害を害することのないよう対応いたします。

関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はございません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名以内
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	選任していない

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の	なし
----------------------	----

委員会の有無	
--------	--

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	1名以上
監査役の人数	2名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

企業の健全な経営、透明性の確保、リスク管理の強化という共通の目的をもって、三様監査の有機的な連携を通じて、会社のガバナンスと監査の実効性を高めています。内部監査人、監査役、監査法人が監査を有効かつ効率的に進めるため、定期的に会議を開催し、各自が行った監査実施状況とその結果等の報告を受けるなど情報の共有を図り、意見交換を行っております。
--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
板倉 奈緒子	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
板倉 奈緒子	—	—	公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており専門的見地から中立的な監査をしていただけると期待できるから当社社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
---------	---

その他独立役員に関する事項

当社は、現時点では独立役員を選定しておりませんが、独立役員の適格要件を満たす監査役を1名選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	該当ございません。
---------------------------	-----------

ストックオプションの付与対象者	該当ございません。
-----------------	-----------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていません。
------	-----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、報酬等の総額が1億円以上である取締役が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で個々の職責及び実績等を勘案し、決定することとしております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役のサポートは主に、グループ管理部内の監査役協議会事務局で行っております。取締役会の資料は、原則、事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分に検討する時間を確保できるようにするとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、その他の重要な会議及び重要事項についても、必要に応じて資料の配布又は電子メール等を利用して事前説明等を行い、コミュニケーションを図ると同時に、社外監査役をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

当社取締役会は、5名の取締役により構成されております。代表取締役社長を議長とし、迅速かつ的確な経営判断を行うため、定例取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令で定められた事項のほか、経営に関する重要事項について、審議・決定しております。代表取締役社長及び各取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は代表取締役社長及び各取締役の業務執行を監督しております。

(2) 監査役

当社グループは監査役制度を採用しており、2名で構成されております。監査役は、監査役監査基準規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

(3) 会計監査

当社グループは、OAG監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2024年12月期において監査を執行した公認会計士は今井 基喜氏、高橋 大樹氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士8名その他3名であります。なお当社グループと監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

(4) 内部監査担当

当社の内部監査は、内部監査人(担当者1名)及び内部監査人が指定する外部監査代理人を配置しております。内部監査人及び外部監査代理人は、当社の定める「内部監査規程」に基づき当社の業務運営と財産管理の実態を調査し、諸法令、定款及び諸規程集の準拠性を確認するという観点から当社グループ会社の全部門を対象に監査を実施しております。監査結果は代表取締役社長及び監査役に報告され、業務活動の改善及び適切な運営を資するよう勧告、助言等を行っております。また、必要に応じて監査法人と連携を図ることで、より実効性の高い監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を選択している理由といたしましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社グループにとって最適であると考えております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していない	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IR に関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報についても掲載する予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	グループ管理部を IR 担当部署としております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
実施していない	今後の検討課題と認識しておりますが、TDnet や当社ホームページにて、ステークホルダーに対して積極的な情報開示を適時に行っていく方針です。

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、会社法上の内部統制はもとより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運用の充実を目指しております。現状においても、当社の企業規模に対応した適切で有効な内部統制

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、当社の正当な企業価値を守るために、反社会的勢力対策規定を策定し、当社の全役員、従業員に周知徹底しております。反社会的勢力による不当要求には一切応じず、被害を防止するために、警察、暴力団追放運動推進都民センター及び弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

新規の取引先については取引開始前に、既存の継続取引先については原則年に1回、反社チェックを実施しております。更に、取引先との間で締結する契約書については、取引先が反社会的勢力であ

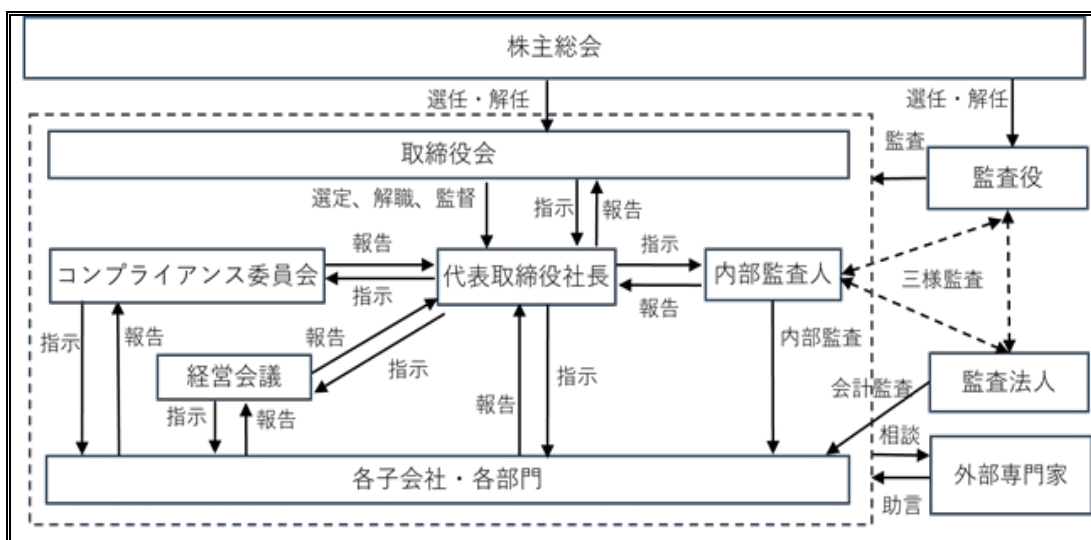
ることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込むものとしております。

V. その他

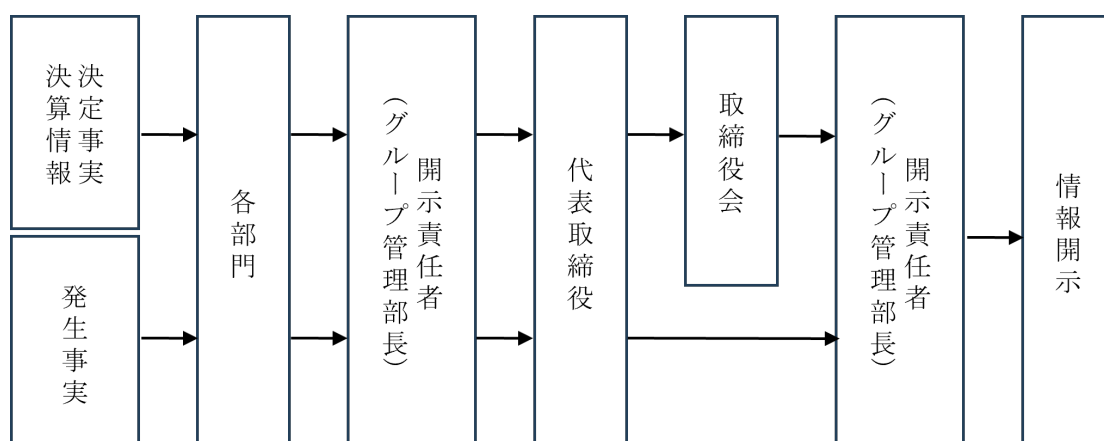
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上